

予算に対する組み替えを
求める動議提案説明

日本共産党

平成二十九年東大阪府一般会計予算について次のとおり組み替えを要求する。
第一に、新旭町庁舎建設事業、公立認定こども園等整備事業、図書館整備事業にかかわる債務負担行為の削除を求める。第二に、三つの歳出について、まず花園ラグビー場整備事業の縮小、新旭町庁舎建設事業の削減を求める。次に、大阪モノレール南伸推進事業、グリーンガーデンひらおか解体事業、一貫教育推進事業の削減を求める。次に青少年センターの各活動費、人権文化センター地域交流促進事業、荒本斎場委託料などの削減を要求する。一方、ひきこもり等子供若者支援事業、障害者グループホーム運営安定化事業、医療的ケア補助事業、障害者地域生活支援事業、中小企業振興会議経費、物づくりワンストップ推進事業にかかわる予算は増額を求める。

修正案提案説明

大阪維新の会

平成二十九年東大阪府一般会計予算中、議会費に

おける政務活動費交付金をゼロ円にする修正案である。その他の予算部分に関して反対するものではない。我々は、平成二十八年予算に組み込まれた政務活動費八名分、換算で千四百四十万円を頂かずに活動している。市民の皆様は納得してもらえないルール作りができるまでいっただかない。政務活動費は我々も必要と考えているが政治不信は選挙前から変わっていない。不適切な支出に対する説明責任を果たし、後払い制度等を踏まえ、いったん廃止し、改めて政務活動費の在り方を見直すべきであるため提案する。

自民党クラブ
新社会党
正鶴の会
つばさの会
東大阪立志の会
大阪の会の会
連立の会
東大阪明政の会

新永和図書館整備に係る設計等整備委託料、債務負担行為一億千五百五十万円は、設計費と工事費を含んだ設計施工一括発注として、旧市民会館跡地に建設される新商工会議所の一部に新永和図書館を整備するものである。東大阪商工会議所と新永和図書館をあわせて整備することに反対ではな

討論

日本共産党

い。しかし、この整備事業には、東大阪府立図書館基本構想をもとに今後の図書館像を描いた、新永和図書館整備基本計画に示されている図書館占有面積や蔵書数などの内容が反映されていない。基本計画に立ち返り、商工会議所としっかり協議した上で、工事費を改めて予算計上すべきである。平成三十一年度までの債務負担行為については、工事費を減額し、設計費五百五十万円のみを平成三十一年度までの債務負担行為とする減額修正を提案する。

平成二十八年度病院事業会計決算認定は、医療の体制確保などまだ不十分である。また市立医療センターに係る中期計画の一部変更については、中河内救命救急センターの指定管理受託等の安定運営の展望が見出せないこと等から反対。水道事業、下水道事業に係る四案件については、定例会中、当局が説明責任を果たさず建設水道委員会の審議がでない事態となったことから反対。平成二十九年一般会計予算については、公共施設の再編整備などの

中西進泰

建設費用等、重点的に予算配分する一方、市民の暮らしにかかわる福祉や教育、経済支援などの施策事業で執行に支障が出るほどの予算削減や手法の変更が行われていること、また旧同和施策事業は抜本的な見直しが必要であり反対。金岡保育所の廃園及び集約の延期を求める請願は採択すべきであり継続審査に反対。

グリーンガーデンひらおか解体事業については、土地の無償契約が平成四十三年八月まであり、性急に解体することなく市民のための活用方法など、議会も地元も納得する最後の検証をするべきであり反対する。次に、旧旭町庁舎の解体については、解体して新庁舎を建設するより耐震工事をするほうが安上がりで、また建築史的に評価の高い旧旭町庁舎は、本市の文化的成熟度の高さを示すものであり、このような建築は求めても得られるものではなく、もっと活用すべきである。以上の理由から平成二十九年一般会計予算中、グリーンガーデンひらおか解体事業に伴う設計委託料と家屋調査委託料、旧旭町庁舎の解体を前提とした新

旭町庁舎建設事業には反対し、以上を除く残余の部分には賛成する。
政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提案説明

大阪維新の会

民間の有識者による東大阪府議会政務活動費調査等協議会より東大阪府議長あてに意見書が提出された。そこでは、現在前払いとなっている政務活動費について、後払い方式への変更を検討すべきで、それが本来の趣旨であると結論が出されている。また、ホームページで、収支報告書などをインターネットで開示しているが、今後は領収書などの添付書類もインターネット開示の対象にすべきであるとされている。協議会の結論を我々は真摯に受けるべきである。我々も政務活動自体は大切と理解しており、費用がいくらかも理解している。また、協議会のまとめでは、月額十五万円が交付されている政務活動費については、減額の検討をされるべきであるとされている。我が会派は、現在政務活動費を使わず、未来の東大阪市のために工夫しながら活動しており、政務活動費の

問題に一步も引くことなく条例を提案する。
政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提案説明

日本共産党

東大阪府議会政務活動費調査等協議会から意見書が本年一月三十日に議長あてに提出された。大阪維新の会は、政務活動費の廃止、あるいは一たん停止の条例案を毎回議会で提出している。これに対し、さきの意見書では、重要な事は市政に貢献するという議員本来の存在意義を実現し、政務活動を活性化するという目的のためにいかに政務活動費の運用を透明化、適正化するか、その方法を真摯に模索することであると述べられている。この事は、先ほどの提案説明では一切されていない。また、大阪維新の会のホームページでは二元代表制を主張し平成二十八年の六月議会では、二元代表制を認める見解を示した。大阪維新の会が二元代表制を主張するならば政務活動費の廃止なども当然であるが、二元代表制のもとで活動しているなら廃止が党の方針として合致するのか再検討することを求め討論とする。

旭町庁舎の解体を前提とした新

問題に一步も引くことなく